

衆議院 第百八十五回国会 環境委員会

議録 第三号

(五七)

		平成二十五年十一月五日(火曜日)	
午前十時三十分開議			
出席委員		委員長	伊藤信太郎君
理事	泉原 保二君	理事	うえの賢一郎君
理事	田中 和徳君	理事	盛山 正仁君
理事	吉野 正芳君	理事	吉田 泉君
理事	河野 正美君	理事	森本 英香君
赤枝 恒雄君	井野 俊郎君	六見 関 荘一郎君	山本 哲也君
井上 貴博君	岩田 和親君	小林 正明君	大気環境局長小林正明君 原子力規制庁次長森本英香君、原子力規制庁審議官山本哲也君の出席を求める説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
助田 重義君	大久保 三代君	小林 昭政君	(原子力規制庁審議官)
牧原 秀樹君	生方 幸夫君	藤原 將信君	(東京電力株式会社代表執行役副社長)
百瀬 智之君	中島 克仁君	小林 史明君	行役副社長
野間 健君	井上 荒井	藤原 崇君	環境委員会専門員
石原 赤羽	北川 伸晃君	小沢 銳仁君	仲川 勝裕君
赤羽 一嘉君	北川 知克君	伊東 信久君	同日
石原 伸晃君	北川 信治君	伊東 信久君	辞任
牧原 秀樹君	井上 浮島	伊東 信久君	補欠選任
井上 浮島	井上 浮島	小沢 銳仁君	伊東 信久君
岡 錦形 浩君	岡 浩君	伊東 信久君	
香川 謙二君	香川 謙二君		

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出第一六号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として東京電力

法、原賠機構法を全面的に見直すという政府の意

○石原國務大臣 そのような事態が起こりました

房審議官岡浩君、水産庁増殖推進部長香川謙二君、環境省地球環境局長関荘一郎君、環境省水・

大気環境局長小林正明君 原子力規制庁次長森本英香君、原子力規制庁審議官山本哲也君の出席を

求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

与えていただきまして、ありがとうございます。質問の機会を

得ておりますので、きょうは規制庁の委員長もおいでございますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たっていくという強い決意を示さ

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

得ておりますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たっていくという強い決意を示さ

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

得ておりますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たていくという強い決意を示さ

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

得ておりますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たていくという強い決意を示さ

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

図というものが報じられておりますが、環境大臣と

しては、全面的に見直すということについてどのようにお考えですか。

○石原國務大臣 あくまで報道ベースで、私も新聞を持見いたしましたが、この記事の根本は官房長官の講演によるところが大きいと思いますけれども、政府の中で今正式に、原賠法等々を見直す、こういうような動きはまだございません。

その一方で、総理が、前面に出ていく、これは汚染水でございますけれども、汚染水の問題で、総理が明確に国会等々でも、前面に出てこの問題の解決に当たっていくという強い決意を示されておりますので、きょうは規制庁の委員長もおいでございますので、規制庁としてどのような尽力がなされているのかと、いう点につきましては、規制委員会の方にお尋ねをいただければと存ずる次第でございます。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

与えていただきまして、ありがとうございます。質問の機会を

得ておりますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たしていくという強い決意を示さ

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

○生方委員 おはようございます。質問の機会を

得ておりますので、規制庁としてどのような問題の解決に当たしていくという強い決意を示さ

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。生方幸夫君。

ら、また当委員会等々、また、これは主に経産委員会になると思いますけれども、経産委員会等々で与野党の先生方で闘争な御意見がなされる、そのときにも、これは所掌外ではございますが、何かコメントを求められましたら、そのときまでに、そういう事態になりましたら、そういうことも対応できるような体制だけはしっかりとさせています。

○生方委員 きょう、東電の副社長にお越しをいたしておりますが、基本的には原暗法で当事者である東電が全てをやらなければいけないということになつておりますが、現実問題としては、事故の規模が大き過ぎた、東電では全てを担うこと

ができないということで、これは復興を早めるのが早められないということで、国が負担するといふことで、あくまでも第一当事者は東電であるということは間違いないことでございます。国の関与が深まるということは、それだけ東電の責任というものが若干軽くなる面もあるやには思います。

そこでお伺いしたいんですが、東電は、この間、一兆円の補助がなされまして、実質上、国が持つてある会社と言つてもいいというふうに思ひます。東電が実際には、債務と債権を合わせれば、私は債務超過に陥っているというふうに思ひますので、本当は破綻処理をしなければいけないというふうに思ひますが、破綻処理をするといふことで、非常に何やら何やら問題が出てくることで、今までずるずると引き延ばしをされてきたわけでございますが、東電の責任というののはいまだに明らかにはなっていないわけですね。

東電の最大の株主は銀行でございますし、東電の社債を保有しているのも銀行である。銀行がどうなるのかというのが非常に皆さん、気にかかっていることでございまして、東電の破綻処理がなされていませんが、株主も、それから貸し手である銀行も、基本的にはいまだ責任を問われていなといふことでございます。

平成二十三年の八月に原子力損害賠償支援機構法が成立をいたしまして、機構から東電に対し、賠償のための資金交付がなされているほか、昨年七月には一兆円の出資も行われたところでございます。それを踏まえて東電はこの十月三十一日に発表した第二・四半期決算において資産超過となつております。財務上は破綻状態に陥つてゐるというふうはないという認識であります。

これが私たちの考え方でございます。

また一方で、東電の法的整理という、今、生方委員言われたような主張につきまして、我々が考

えているのは、電事法の定めでは、今、社債の返済が優先されるということになつておりますので、これをやると、被害者の方々への賠償まで、現場で困難な作業に必死で当たつてゐる関係企業の取引債権が十分支払うことができないといふそれがございますし、加えて、直ちに東電と同等の電力供給を行える体制を確保できなくなるおそれもあると考えております。

以上、そういうことを勘案して、私は、国民の生活に悪影響や負担が及ぼないよう、東電は引き続き民間企業として損害賠償、廃炉、汚染水対策、そして電力安定供給などを確実に実施していくべきである、そう考えているところでございます。

○生方委員 東電の法的処理という、すぐに今この電事法の話が出てまいりまして、社債が優先的に返還されなければならないということで、被害者に対する賠償がおくれるんじゃないかということですが、東電の破綻処理をさせない一番の原因というふうに思ひます。したがつて、株主も、それから貸し手である銀行も、基本的にはいまだ責任を問われていないといふことでございます。

いるわけでございますから、電事法を変えて、電事法を優先するということを取り除く、あるいは修正をするということによって、法的処理をすることができるというふうに思つております。

私は、今、東電が非常に中途半端な状態に置かれていることが、意思決定をどこまで東電自身ができるのかも含めて、東電の対応を曖昧なものにしているというふうに思ひます。赤羽副大臣は破綻はしていないんだというふうに申しましたが、原子炉 자체を、これが資産であるのか負債であるのかというふうに考えるだけでも、負債であるといふふうに考えれば、これから廃炉までの全部の事業費を仮に計上するというふうになれば、債務超過に陥つてゐるということは明らかだ、これは誰もがそう思つてゐるはずでございます。

やはり一度きちんと法的整理をして、東電の責任というものを明らかにした上で、では、東電は今後何をするのかといふふうな段取りをとらないと、いつまでもこのような形でぐずぐずぐずくず、一体、生かすのか殺すのかわからないような状態でおくというのはよくないといふうに私は思ひますけれども、赤羽副大臣、いかがですか。

○赤羽副大臣 まず、電気事業法を改正すればいいという御趣旨でありますけれども、しかし、現状は、電力会社が発行する社債につきましては、電気事業法に基づいて優先的な弁済権が付与されておりまし、これを事後的に剥奪するといふことは、極めて法的な安定性を阻害することになつて、私は、適切ではない、こう考えております。

○赤羽副大臣 分社化につきましては、分社化を含めた東電のあり方につきまして、まず、東電自身が適切に判断していくべきものであると考えております。

また、加えて、与党内でも議論がされていると、これは報道で承知をしておりますが、その内容もまだ定かではありませんし、それが定まってから検討すべきだというふうに考えております。

たゞ、生方委員御指摘のように、今回の場合は、福島第一の廃炉につきましては、ある意味では人類史上初めての挑戦といふ大変難しい作業であることは言つまでもないことでありますし、国内外のあらゆる技術と知恵を取り入れて、I R Dを中心にしてそういうことを、汚染水対策についても含めてございますが、また、加

えて、国としての予算も計上しながら、最新の技術を駆使して、何とかこの難局を乗り越えていきたい、こう考えているところではございます。

○生方委員 東電の副社長にお越しただいておりますのでお伺いしたいんですが、東電御自身としては、分社化ということについてはどのようなお考えをお持ちですか。

○相澤参考人 分社化につきましては、いろいろと議論がされているというふうには認識しております。我々社内でも、そういう選択肢も一つあるということは認識しておりますが、我々としての方向性とか、あるいは希望とか、さらには我々の決意とか決議とか、そういうものはまだ具体的には一切ございません。

ただ、実際に廃炉の現場あるいは汚染水対策の現場を預かる者として、いずれにしましても、どんな形にならうとも、我々として、賠償、廃炉、そして安定供給というものは我々の責務であつて、最後までなし遂げるという気持ちは、社内一丸となつた気持ちであります。

また、廃炉等、厳しい職場の中で、現場で作業ましては、やはり、自分たちの現場だから、最後まで自分たちが、必ず決着をするまで責任を持つてやります。社員あるいは作業者の方々の気持ちとしましては、やはり、自分たちの現場だから、最後まで自分の仕事の進め方をさせていただければというようになっております。

○生方委員 東電の置かれている立場が非常に微妙だということはわかるんですけれども、分社をするのかしないのかなどということに関しては、東電がやはり積極的に、我々はここまでできるけれども、ここからはできないんだというようなことを発するしかないと思うんですね。その上で、では、国はどういうふうに関与していくのか、あるいは国民はどういうふうに負担していくのかということを考えないと、あくまでも東電は誰かが決めたことをやるんだというような態度では、一

歩も進まないと思うんですね。

これに関連しますが、そうじやなくて、東電がきちんとした意思を示しているというのは、除染に対する費用を東電が一部しか支払っていないという報道がなされています。除染全体としては今四千七百億円ぐらい使っている、環境省はこの中の四百四億円を東電に対して請求したというこ

となんですか、ちょっとわからんんですが、四千七百億円かかるて、これは原則として全部東電が払うということになつてます。何で

○小林政府参考人 除染については大きな予算をいただいております。執行額は、二十四年度末では二千数百億というように認識をしております

が、今御指摘ございましたように、求償額としては、何次かにわたりまして四百四億円を請求し、支払いをいただいてるのは六十七億円というところでござります。

求償につきましては、事業が終わった段階で、全体の書類などを整理して東電に請求をいたしまして、それで逐次やつて、そういう事務的な手続の関係でそういう数字になつていてるというところでござります。

○生方委員 このうち六十七億円しか東電は支払っていらないというふうに報道されておりますが、四百四億円の六十七。例えば、四百四億円が仮に認められないとしても、普通はその一〇%ぐらい、四十億くらいは支払わないよというのならわかりますけれども、逆に六十七億円しか支払わないで、あとは支払う理由がないということを述べているというふうに報道されておりますが、副社長、これは何で六十七億しか払わないんですか。

○相澤参考人 お答えします。

これまで環境省殿よりいただきました御請求については、個別の事業ごとに証憑あるいは事業内容等を確認させていただいて、そして、その上で合意ができたものにつきましてお支払いをさせていただいておりますが、この証憑あるいは事業内

容の確認というものになかなか時間を要しております。遅くなつて、東電が大変申しわけないところではあります。

○生方委員 いつごろまでにその結論は出て、一部の報道では延滞金まで要求するというような話もありますが、東電としては、いつぐらいまでにその精査を終わつて四百四億円を支払うつもりなんですか。

○相澤参考人 現在、不足しているエビデンスあるいは事業内容の中身につきまして、いろいろと御相談をさせていただきながら、あるいは必要な情報をいただきながら精査をしているところでありますて、今後、協議を進めながら、お支払いに向けて進んでいくというふうに考えております。

時期については、今後の協議によるところが大きく、現時点では何とも申し上げられないというのが実態でございます。

○生方委員 協議という言葉を何度も使っておりますが、協議次第では払わない部分もあるということが、現時点では何とも申し上げられないというのが実態でございます。

○相澤参考人 お答えします。

内容につきまして、これが特措法に該当する内容であるかどうかということについて協議、調整をさせていただいているところでありまして、その内容にそぐわない場合には、そういうものも出てくる可能性はあるというふうに考えます。

ただ、我々としては、できるだけ、証憑あるいは事業内容について確認をしつつ、お支払いを進めるというような努力を全力でまいりたいと

いうふうに考えております。

○生方委員 東電にしてみれば大した額じゃないのかもしれないですが、普通の国民からすれば大きな額ですよね。四百億円請求して七十億円しか支払っていないというのは、普通、考える

となかなか理解できません。我々は、税金の督促が来たらすぐ払わないのに。

今のおっしゃり方だと協議をするということになりますので、全体は四千七百億円で、これは全て東電が払うということになつてます。電料で我々が払うわけですからね。東電は何か黒字になつたというような報道もなされている中で、今の副社長のお話は余り私は納得はできないんです。払うべきものは払わなければいけない、これは当たり前の話で、東電が払つたといつたって、東電が払うわけですからね。不当な言いわけで払わないというようなことで延滞金を求められるというようなみつともないことはやるべきではないというふうに思つております。

○相澤参考人 関連して、副社長がお越しでござりますのでお伺いさせていただくんですけれども、汚染水漏れが相次いでおりますよね。多くは人為ミスだ、簡単な人為ミスもあるということで報道されておりますが、きのう、たまたま、ちょっとテレビを見つけていたる作業員、この作業員の方たちに徹底的

な安全教育をしている。安全教育をして国家資格を得た人間だけが作業に従事するようにチエルノブイリではなつていてるというふうに聞いておりますが、東電では、作業に当たる従業員、たくさん従業員がおりますが、中には、余りこれまでそういう作業をしていない方もたくさんいらっしゃる

ようでございますが、どのように教育をしてから現場に送り込んでいるんでしょう。

○相澤参考人 お答えします。

初めて福島第一の現場に入る方につきましては、入構に必要な安全教育、あるいは業種によつては放射線関係の教育をさせていただいて、十分な基礎知識あるいは基礎体力を持つて現場にお入りいただくようにお願いをしているところであります。チエルノブイリのような、基本的にはそういったことで、安全教育あるいは放射線関係の教

○生方委員 それは何日ぐらいやつておるんですか。

○相澤参考人 基本的には、両方含めますと、長い場合で一日間、短い場合で半日ぐらいになります。

○生方委員 きのうのテレビ番組、きのうのは再放送、もつと前にやつたようなんですが、ぐらんになつてないかもしませんが、あれはかなりの長い時間、きちんと安全教育を行つて、国家試験を受けて、それに受けた人間でなければ構内に入ることができないというふうにしている。それぐらいまでやらないとやはりいけないんじゃないですかね。緊急ということがあるから、誰でも、とりあえず人手が必要から入れてしまおうといふことになれば、作業上のミスも起るし、あるいは被曝しなくともいい部分、超過して被曝をするというようなこともありますので。もう間もなく三年になるわけですから、これら作業はまた長期にわたつて続けられなければいけないということになりますので、教育の仕方についてももう考え方直すべきだというふうに私は思うんですが、規制庁の委員長は教育についてはどうなお考えをお持ちでしようか。

○田中政府特別補佐人 現場作業でさまざま、御指摘のようないわゆる人為的なミスが続いておるということで、先日も社長と直接お話しして、そういうことのないように十分な教育、作業員の質の確保に努めていただくよう申し入れた、指導したところでございます。

○生方委員 石原大臣にお伺いしたいんですけども、チエルノブリイでは国が国家試験を受けさせて作業に当たらせているということなんですねけれども、この問題について、石原大臣としては、これはどこかで国が関与しないと、東電だけに任せたおいたのでは、教育をしろといつても大変で、なかなか進まないと思うんですが、チエルノブリイでやつてある、国家試験を通してから作業につけるという制度について、日本でもいざれ導入しなければいけないというふうにお考えがど

うか、お伺いしたいんです。

○石原國務大臣 先ほども御答弁をさせていただきましたが、国が積極的に関与をしていくといふことをしたが、国が積極的に関与をしていくといふことの汚染水の対処の問題については、総理は強い決意は示されていますが、一義的には、現段階で、東電が中心になって現在行つております。

また、その中で、二次的、三次的といったような初步的なミス、ボルトの締め忘れとか、計量していなくて傾いていたとか、こういうことが起こつておりますと、これから課題として、そこで働く方々の水準をどのように上げていくのかと、いう形の中で、ただいま委員が御指摘をされました点も議論の俎上にこれから上がつてくるものではないかと私は思つております。

先ほど、ちょっと私、原爆法等の所掌を経産省と申しましたが、これは文科省でござりますので、最後に訂正をさせていただきたいと思いま

す。

○生方委員 人間ですから、ミスがあるのは当たり前でございまして、幾ら教育しても、ミスが起ることは事実だというふうに思います。

私も現場へ行かせていただいたときがございますが、眼鏡をかけてヘルメットをして、非常に重装備の中で作業をしなければいけないという大変な環境の中で作業をしているわけで、ボルトを五回ねじるところが三回で終わつてしまつたというようなことがあります、私は、ある意味では当然だと思うんですね。したがつて、ミスがあるのを前提とした作業というのを考えていかなきやいかぬというふうに思つうんですね。

例えば、タンクだつて、普通のタンクから水漏れをするというのは、日本の技術者、日本の技術からいつたらあり得ないんですね。あり得ないことが起こること、いうことは、やはりそういう厳しい環境の中であつて、ミスが起つても重大なミスに至るのであつて、ミスが起つても重大なミスに至らないような仕組みというのをやはりこれからつづいていかないかぬというふうに思つうですね。

だから、人為的なミスをなくすために、さつき

言つた私の、教育というのはまず第一であつて、それ以前に、やはりミスがあつても汚染水が漏れて海に出るようなことがないような措置をとることが大事だというふうに思つんでしけれども、これは、大臣、いかがでございましょうか。

○石原國務大臣 この問題は、一義的に今東電が

行つているというお話をさせていただきましたが、委員の御指摘はもつともございまして、最悪の事態を考え、絶えずその事態に対処していくというのが、このような大きな問題が起つたときの一一番のポイントだと私も思いますので、これが幸いにも東電の方も参考人として参つておりますので、委員の御趣旨というものは十分に伝わつたのではないかと考えております。

○生方委員 安倍総理は、福島第一の汚染水について、完全にコントロールされているというよう

が心配している。福島県漁連では、魚をとつて魚に汚染がないということは証明をされているんですが、海ですから、大地みたいに、はかればすぐそこで数値が出るというものじやなくて、聞いたところによれば、仮に海底が汚染されていたとしても、十センチ行けば濃度というか汚染度は十分の一になつて、表面まで行つたら非常にその濃度というのは少なくなつてしまつというふうなこ

とを聞きました。

私は一番心配しているのは、汚染水が外洋、海に流れ出てしまつてゐるのではないかと多くの方

が心配している。福島県漁連では、魚をとつて魚に汚染がないということは証明をされているんですが、海ですから、大地みたいに、はかればすぐそこで数値が出るといふには思ひませんけれども、コントロールされているといふふうにおっしゃいました。

私が一番心配しているのは、汚染水が外洋、海に流れ出てしまつてゐるのではないかと多くの方

が心配している。福島県漁連では、魚をとつて魚に汚染がないということは証明をされているんですが、海ですから、大地みたいに、はかればすぐそこで数値が出るといふには思ひませんけれども、コントロールされているといふふうにおっしゃいました。

福島県におきましては、これまで、海藻類を八十五検体調査しております。平成二十三年十一月までに二十検体が基準値百ベクレルを超過いたしましたが、その後、海藻の放射性物質濃度は激減少し、基準値を下回つてゐるところでござります。

福島県におきましては、これまで、海藻類を八十五検体調査しております。平成二十三年十一月までに二十検体が基準値百ベクレルを超過いたしましたが、その後、海藻の放射性物質濃度は激減少し、基準値を下回つてゐるところでござります。

た、ところが、その後は一切出ていないというところですけれども、海藻についても、その後、湾内とがその近くでお調べになつてゐるのかどうか、その数値はどうなつてゐるのか、水産庁にお越しいだいてるので、お答えいただければと思います。

○香川政府参考人 水産物の放射性物質調査につきましては、原子力災害対策本部が策定いたしました検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方に基づきまして、自治体が中心となつて検査計画を策定しており、福島県においても海藻調査の対象として実施しているところだと思います。

福島県におきましては、これまで、海藻類を八十五検体調査しております。平成二十三年十一月までに二十検体が基準値百ベクレルを超過いたしましたが、その後、海藻の放射性物質濃度は激減少し、基準値を下回つてゐるところでござります。

福島県と連携し、海藻を含む水産物について調査をしてまいりたいと考えております。

○生方委員 魚ももちろんなんですけれども、海藻についても非常に心配をしておりますので、引き続き慎重な調査をしていただきたいといふふうに思つております。

それから、四号炉の使用済み燃料を今月中にも取り出すというようなことが報道なされておりましたが、これは事実であつて、それから、取り出した使用済み核燃料はどうするんですか、それをお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

現在、福島第一の四号炉につきましては、使用済み燃料プールの中に約千五百体の使用済み燃料、それからあと一部新燃料がござります。これについては、やはりそこに貯蔵していることのリスクが高いということから、使用済み燃料プールから使用済み燃料を取り出しまして、地上にあります共用プールの方に持つて行く、こういう作業

を予定しているものでございます。

それで、現在、その取り出しのためのクレーンとか燃料取り扱い装置、こういったものは完成をしておりまして、私ども規制庁におきましては、いわゆる検査を実施しております。それらの設備の、きちっと動くかどうか、こういったものを確認しているところでございます。

いつごろからになるかはまだわかりませんけれども、恐らく今月の半ば以降には取り出しが開始になるのではないかというふうに予定しているものでございます。

したがつて、そういう取り出しに当たりましても、私ども規制庁としましては、検査官が現場の確認をいたしまして、きちっと安全確認をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○生方委員 四号炉に今保管されている使用済み核燃料もそうなんです。使用済み核燃料全体では、一万七千トン、全国ではあるというふうに聞いております。ブルトニウムも国内外で四十四トン蓄積している。もう既に保管場所そのものは満杯に近い状況になっているということが報道なされています。高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取り組みについての見解をいたしました。

月、日本学術会議から高レベル放射性廃棄物の処分についての御提言をいただき、また同年十二月、原子力委員会によります、今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取り組みについての見解をいたしました。

こうしたことと踏まえて、本年五月から、総合資源エネルギー調査会、放射性廃棄物のワーキンググループを立ち上げさせていただきまして、この最終処分の取り組みの方針に向けた検討を行っている途上です。

○生方委員 手を擧げる市町村がないということですし、地層処分ができるんじゃないかというのが二〇〇〇年の話で、その後に福島の事故が起っているわけで、この狭い日本国内に地層処分ができる土地があるのかどうか。仮にあつたとしても、私がその地域を担当する首長だったら、とてもじゃないけれども手を擧げられない。

前に、原発のときは、原発は安全だという神話があつたから、お金をもらわうかわりに過疎対策として原発を受け入れるという土地があつたかもしれないけども、地層処分で、何万年もこの先、子孫に迷惑をかけるかもしけぬというようなことになつたら、手を擧げるところはないと思うんですね。

ない場合はどうするんだ。ない場合でも、再稼働させれば、どんどん使用済み核燃料というのは出ていくわけですから、そこが決まっていないのに、使用済み核燃料をこれから先もどんどんつく

トルコは、御承認のように、日本と同じようないわゆる検査を実施しております。それで、民間同士の話になるんですけども、政府が絡んで、政府間協定を結んで原発を輸出するということになると、仮に原発の事故がトルコで起つた場合に、日本にも当然責任が発生する見を表明されるのは私は別に制止するつもりもございませんが、三・一、福島の第一原発の事故を踏まえて、先ほど申し上げましたように、現在、ワーキンググループ、精力的に議論をしていただいております。

この中で、一つは、現時点で最も有望とされている地層処分の安全性また技術的信頼性について、改めて評価を行っていくことが途中経過になつております。現実に十月の二十八日から地層処分ワーキンググループも専門的に開始をしていただいているところでございます。

こうしたように、国民との問題認識の共有化に向けた取り組みの強化を図るべきだという御提言がござります。

もう一つは、将来世代が最良の処分方法を常に選択できるように、例えば地層処分と決めたとしても、可逆性ですか、また回収可能性を担保する処分方法に見直すべきという意見が示されていました。そこでございまして、今後、私たちも、こうしたワーキンググループの審議内容を踏まえて、国がより前面に立つて、最終処分の実現に向けて必要な見直しを行っていく。これは、先の世代に先送りしてはならないという思いで取り組んでいきたい、こう考えております。

○生方委員 今話があつたように、使用済み核燃料の問題、それから高レベルの放射能汚染物の問題とか、あるいは廃炉の問題とか、いろいろな問題があるわけですよ。

こういう問題がある中で、安倍総理は非常に原発の輸出というのに熱心で、この間もトルコに二度目の訪問をなさつて、トルコとの間で、原発を輸出するという方向で話し合いがついたというふうに聞いております。

まず、これは本当に地層処分ができるのかどうか、それに適した土地があるのかどうか。あつた

政府の責任というものが、これは今の世代じゃなくて、これからいつ事故が起ころかわからないわけでも、将来世代に対しても非常に大きな責任があると思うんですよ。

きょうは、茂木大臣にお越しいただきたかったんですが、来ていないので、赤羽副大臣で結構でござりますが、政府の責任というのは当然あると思うんですよ。ないというふうに考えているのか、あるというふうに考えているのかだけお答えいただきたいと思います。

○赤羽副大臣 万が一当該国で事故が起こった場合、その責任がどこにあるかというのは、今のお務省からの御答弁のとおりだと思っております。

○生方委員 それは、法律上はそうかもしれないけれども、現実的に考えれば、安倍総理が言つたのは、日本の原発は世界一安全だというふうに言つて、その前提のもとに送るわけですから。我々は、世界一安全だなんて思つていませんよ。思つていなければ、安倍さんは、思つてはいると言つて売つたわけですから、当然責任は発生すると思いますよ。

法律上がどうの、条約上がどうの、協定上がどうのということじゃなくて、当然政治的な責任は発生するというふうに思いますので、余り前のめりになつて、成長戦略だからといって、原発が、事故前なら私も原発は安全だというふうに思つていましたけれども、今現在、ここで委員会でも議論されているように大変な問題になつていて。一度事故が起これば大変な問題になるということがわかつていながら積極的に輸出するというのは、私は余り好ましいことではないという意見を表明させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 皆様、改めて、おはようございます。日本維新の会、大阪第十一区、枚方、交野市で御支持を得て国会に送つていただきました伊東信久です。

本日は、このような質疑の機会を与えていただき

きました、ありがとうございます。

私は、経産委員会、科学技術・イノベーションの特別委員会の方に属しておりますが、さきの通常国会におきましては厚生労働委員会に所属しておりました。

実は、私は医師免許を持つておりますので、医療従事者として患者様と日々向き合つておりますけれども、今回の質疑にちょっと関係しますので、私の専門ということを簡単に御説明させていただきますと、椎間板ヘルニアのレーザー治療というのをやつております。簡単に申しますと、これぐらいの長さの一ミリぐらいの針を、皮膚と筋肉と貫いて椎間板の中に差し入れて、光ファイバーを通してレーザー光線で椎間板の内部を焼いて空洞をつくるということなんですねけれども、その際に、レントゲンのモニターをずっと見ながらやります。

つまりは、私も、今回資料の方をちょっと用意させていただいたんですけど、外部被曝といふのを受けております。経産委員会の、汚染水の問題でもこの資料は提示させていただいたんですけれども、この外部被曝線量測定個人報告書、これは私の毎月の報告書です。

クイックセルバッジというのを使いまして、エックス線とガンマ線とベータ線を毎月はかつております。一と三という、二つあるのは、鉛の一キロのエプロンを私はつけまして、エプロンの外と中ではかっております。

簡単に申しますと、この実効・等価線量の方で、単位はミリシーベルトなんですけれども、五年の累積で三・一ミリシーベルトとして、トータルの累積が二十一・六。これをはかり出して七年になるんですけども、余りに数字のギャップがあると思うんですけども、実は、それプラス鉛のガラスをコーティングしたシールド、壁を用いるようになってこれだけ少なくなつたわけなんですね。

I C R P 勧告によると、五年間で百ミリシーベルト以下でなかつたら体に害を及ぼすということ

で、私自身も、気をつけてというか、医療従事者であるので被曝することを余儀なくされているわけなんですかねども、医師といえども、やはり気持ちいいものではないんですね。

先般、十月一日、福島の原発の視察を日本維新の会の方で行かせていただいて、現場で働いていた方の御苦労というのは非常によくわかりました。そのような状況下でいろいろ質疑したいことがあります。

まず、石原環境大臣にお伺いしたいのは、我が国は世界第三位の原子力の発電国であります。

エネルギー安全保障の確立や地球環境の問題の観点から安全だと推進されてきた原子力政策は、残念ながら、今回の東京電力福島第一原発の発電所事故によって、国際原子力事象評価でレベル7という暫定的評価をされる事故となりました。

もちろん、日本の国力、日本の経済力その他の観点から、原子力、原発というのが寄与していた部分はやはり否定はできません。しかし、今回の事故を契機に、残念ながら、正の遺産、ポジティブな遺産であるところから、負の遺産となつてしまふことを残してしまつたのですけれども、環境大臣としての石原大臣の認識の方をまずお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 委員も、医療関係者として、エックス線等々を利用し医療に従事している中でこのような累積の線量を被曝される、外部被曝、これは健康的には問題ないということであります。

そういう中で、個々の方々が、原子力が目に見えませんので、委員は、非常に科学的に、またドクターとして多くの方々を救済する観点で、線量に見合つた以上の仕事をされている。しかし、それが安全だと御本人が認識されても、では、みんな同じような線量を浴びていても、安全だと言つても、納得してくださる方々、ない方がいるというの、今のこの三・一の大好きな事故の後

いろんなメリット、デメリット等々があつたことも

事実だと認識をしておりますが、三・一の後、環境省の外局に、原子力規制庁といつて、原子力を規制する官庁を、三条委員会という形でつくりました。そういう委員会が環境省の外局にある立場として、これから、原子力の利用、あるいは過去の利用についてどうであった、こうであつたと

言うことは、三条委員会を抱える所管大臣としては、これ以上の御発言は御勘弁いただきたいと考えております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

その御答弁の上でのというかベースでの、今回の法案に関しての質疑に入らせていただきたいと思います。

私は自身も、当選前はほぼ毎日のよう、目の前に機械がございまして、その日の前で外部被曝をこうもりながら、いわゆる手術というか仕事の方に従事していただけなんですかねども、石原大臣おっしゃるよう、目に見えないわけなんですね。機械は見えますけれども、放射線というのが見えるわけでない。日々の体調というの、人間ですから、調子がいい日もあれば悪い日もある。だけれども、その影響というの、実感としてはわかりません。

ただ、データが送られてきたら、数字としてその蓄積が見えていくわけです。では、その数字を解析する立場、それを評価する立場、それを指導する立場ということで、原子力規制委員会も原子力規制庁も非常に国民の皆さんにとって大事な組織であることは間違いないとは思うんですけども、統合前の原安機構が有していた原子力規制庁に対する緊張感が引き継がれるかどうかがまず懸念されるところであります。

つまり、統合後も専門的技術、事務レベルの維持がままでできるか。それと、やはり外部にあっていた委員会が内部にあることによって、風通しはよくなつたりとか連絡のスムーズさというのはあるかもしれないですかねども、その分の、言葉は悪いですかねども、なれ合い、なあなあとかとい

う、いわゆる緊張感がなくなるのではないかといふような危惧もされます。

原安機構の業務を原子力規制委員会に統合後の組織の独立性を確保できるかどうかについて、ま

ずは政府にお聞きしたいと思います。

○田中政府特別補佐人 このたびの原子力安全基盤機構との統合は、私たち原子力規制委員会、規制庁全体として見れば、専門性を高めるという点で歓迎すべきことというふうに考えています。

異なる組織、特に原子力基盤機構はどうちらかと

いうと研究とか科学的な、科学者的な、それから

私どもの方は行政的な。しかし、私どもに与えら

れているのは、科学的、技術的な知見に基づいて、原子力の安全、あるいは、この春からは、い

わゆる先生が御専門の、我が国は実は医療被曝が世界で一番多いんですが、そういう点の安全に

ついてもこれから審査をし、そういうった弊害をな

くすように努めていくという意味で、双方の特徴を生かして、お互い中でよく議論をし合つて、プラ

ス、俗に言うと、一足す一が二以上の成果を生み出すように努力していきたい、そういうふうに考へています。

○伊東(信)委員 先ほどの御答弁で専門性ということを強調されていたわけなんですねけれども、専

門性についてはこの次の質問でさせていただきた

いと思うんですけども、まずは、いわゆる外部であれば、提言という形になつたり、技術的な検証、つまりチェックができると思うんですね。検

査に対して報告がされているか、その上で支援を

するというところなんですね。検

査に対する内部からの報告はやはり外部に対しても早いというのはまさにそのとおりだと思うんですけれども、逆に、内部からの報告であれば、

ちょっと簡略化されたりサポートлежされたりする懸念もあつたりもするわけなんです。

そのあたりの、中には、技術的なこと、法

律的なこと、オーバーラップすること等ありますけれども、そこで、もう一つ、その交通整理とか

コミュニケーションとかをチェックする機関なり

役職なりが中にあるのかどうか、そういうた、外にあつた緊張感が保たれているのかどうかといふことをお聞きしたいのですけれども。

○森本政府参考人 原子力規制委員会の今回の統合につきまして、その組織についてはこれからさらに関係省庁とも調整しながら進めたいと思います。

ですが、今先生の御指摘のような点は非常に重要な点だというふうに考えております。

ただ単に二つの組織を組み合わせるということではなくて、それを相互にチェックするような仕組み、あるいはコミュニケーションを深くしてさ

らに高めていくような仕組みというのは今後つ

くつていきたいというふうに考えてございます。

○伊東(信)委員 それでは、原安機構を廃止して規制庁の中に統合するということなんですねけれども、いわゆる今は独法から国家公務員になるわ

けなんですねけれども、その場合、専門性の技術と事務の処理能力とかは、旧体制と変わらず、科

学的な技術面だけじゃなく、事務面もそれを果たして維持できるのでしょうか。

○森本政府参考人 今回の統合に当たりまして、やはり人材の育成あるいはその専門性を生かした活用というのは非常に重要なポイントであろうと

いうふうに考えてございます。

今回、原子力規制委員会設置法の中でも、海外との交流というのが法律に位置づけられてござい

ます。今回の研修に当たりましても、国際機関あ

るいは海外の規制機関への研修派遣、あるいは国

際機関の方々から意見をいただき、そういうた

ことはふやしていきたいというふうに考えてございます。おっしゃるとおり、国家公務員については、人事評価については絶対評価ということございま

すが、その中で、そういうた研修のキャリアであ

るとか、あるいは専門性を持った資格の評価であ

るとか、そういうのは生かしていきたいというふうに

考えてございます。

○伊東(信)委員 最後、ちょっと語尾が聞き取れなかつたんですけど、生かしていきたい……(森本

政府参考人「いきたい」と呼ぶ)いきたいというこ

とです。

伊東(信)委員 最後、ちょっと語尾が聞き取れなかつたんですけど、生かしていきたい……(森本

政府参考人「いきたい」と呼ぶ)いきたいといふ

ことです。

伊東(信)委員 最後、ちょっと語尾が聞き取れなかつたんですけど、生かしていきたい……(森本

政府参考人「いきたい」と呼ぶ)いきたいといふ

ことです。

伊東(信)委員 最後、ちょっと語尾が聞き取れなかつたんですけど、生かしていきたい……(森本

政府参考人「いきたい」と呼ぶ)いきたいといふ

ことです。

伊東(信)委員 中でのいわゆる社内研修、公務

員になられるので研修でもいいと思うんですねけれども、中でのいわゆる教育に関して、例えば先ほ

どの民主党の先生からの御質問でも、チエルノブ

イリでの国家資格の話もありましたけれども、そ

出でくると思います。やはり、人間というのは、知らないことに対する不安、目に見えないことに対する不安、未知なるものに対する不安があると思います。

この事故に関して、原子力、放射線に関する影響不安の中に、目に見えない、それの将来的な影響

というのも、もちろん激しい被曝というのも放射線障害を引き起こすことになりますけれども、慢性的な被曝で、人間の体に、DNAを含めて、や

将来的にどのような障害があるのかも含めて、やはり専門性というのは大事だと思います。

また、今、いわゆる規制のシステムに関して、

も、法律的なことに関しても、経済的なことに関しても、いろいろな面で専門性が必要となつてく

るんですけれども、現在の機関の職員の専門性が保たれるのであれば、いわゆるマスターとPh.D、修士と博士の割合もしくは人數、常勤、非常勤員の割合、年齢構成がどのようになつておられるのか、可能な範囲でお答えください。

○森本政府参考人 済みません、手元の資料で大変恐縮でございますが、原安機構におきましては、全体で四百一人の職員がございますが、その中で、修士号取得者は百三十二名、それから、博士号取得者は四十八名というふうになつてござい

ます。

○森本政府参考人 済みません、手元の資料で大

変恐縮でございますが、原安機構におきましては、全体で四百一人の職員がございますが、その

中で、修士号取得者は百三十二名、それから、博

士号取得者は四十八名というふうになつてござい

ます。

ちなみに、原子力規制庁の場合ですと、修士号の取得者は百二十六名、それから、博士号取得者は六名となつてござります。

今御指摘の細かい点は、ちょっと今手元に持ち合わせてございません。申しわけございません。

○伊東(信)委員 専門性ということを強調されていて、こういったことを申し上げるのもまことに申しわけないんですけども、やはりちょっとと諸外国に比べて、特にヨーロッパに比べて少ないよう感じます。

いわゆる大学の専門の学部を出られただけで、特に科学技術に関しては、なかなか対応できない

と思います。もちろん、実務経験というのも、社会に出てからの経験というのも大事であることは

よくわかつておりますけれども、専門性、ロジック、セオリーに関してかなり勉強しなければならない範囲で、本当に申しわけない話ですけれども、修士であってもまだ足らない。やはりPh.Dレベル、博士レベルの専門性が必要になつてくるのではないかと思うんですけれども、そのあたり、今後どのようにお考えであるのかといふのをお答えいただけますか。

○森本政府参考人 先生御指摘のとおり、今後、規制委員会が規制あるいは防災対策を的確に科学的にやっていくためには、専門性が重要でござります。

採用に当たりまして、例えば、中途採用もございますけれども、中途採用では、原子力関係の施設整備にどういった点に専門的知識や経験があるのかとか、あるいは、どのような調査研究実績があるのかといふことを見ていただきたいといふに考えてございます。

今御指摘の、いわゆるキャリア、博士号という観点でございますけれども、博士号取得者の割合については先ほど御説明させていただいたところでございますが、そういった人が入りやすくなりますが、例えは、原子力工学分野に専門的知識を有する学生の採用にこれまで以上に力を入れるために規制庁の採用試験として、来年から新たに原子力工学分野というものを追加させていただきたいということで調整をしているところでございます。

そういう形などを使いまして、そういった人材を確保していきたいといふに考えてございます。

○伊東(信)委員 加えて、先ほど、中での研修とかとおっしゃっていましたけれども、例えは、修士を持たれている方が同時に博士号を持つてゐるのに、我々ドクターでしたら、働いてからもう一度博士課程に進む、大学院に進んだりとか、論文を書いて、それで博士を取得するというコースもあるんですけども、中でそういったレベルアップということは考えておられないのでしょうか。

○森本政府参考人 研修の機会として、先ほど海外の例を申し上げましたけれども、国内留学制度というのも、現在もござりますけれども、それを活用して、今先生の御指摘のような形、例えば博士号を取るような仕組みといふやうなものを今後構築していくかといふに考えてございます。

○伊東(信)委員 ゼひともお願ひします。

○伊東(信)委員 資料をいただいて、平成二十四年度のラスパイレス指数、一九・六と一二〇ぐらいあるんでありますけれども、やはり、ちよつと、私の印象としてはこの価値に見合うだけの専門性というのを向

上していただきたい。まずはそれがベースです。それがあつたら全てじゃないですし、必要十分条件ではないと思いますけれども、専門性があつて当たり前という考え方を私は持っていますので。そこからです。そこからの経験なり、実地経験なり、その中に人間性とかいろいろなコミュニケーション能力とともに入つてくるのだと思いますけれども、そのあたりをよろしくお願ひします。

○伊東(信)委員 原安機構に関するお話しを始めたけれども、一番若い方は更田さんという方なんですが、これが五年、十年で済むものではないと思いまして、六十代以上の方がやはりたくさんおられることは間違いないと思います。ただ、一つ懸念されるべきこと、まず一つ目は、先ほどお名前が出来ましたけれども、この方でも五十六歳の方でございまして、六十代以上の方がやはりたくさんおられると思われます。

○伊東(信)委員 田中委員長、ありがとうございます。私は、私を含めて五名から構成されています。私が一人、更田委員は、いわゆる原子力の専門です。私は放射線の方もカバーしています。それから、医学部を出られた先生もおられますし、東京大学の地震研究所の名誉教授である先生もおられます。それから、核物質防護とか保障措置とか、そういった極めて外交的な面も含めます。非常に幅広いものですから、そういった五人が中で、心になって、規制庁の職員とともに、私たちの使命を果たすべく、今、日夜奮闘しているところでございます。

○伊東(信)委員 田中委員長、ありがとうございます。実は、資料の三ページに、田中委員長も含め原子力規制委員会の委員というのが、このようにブロードマーケットの方を、これはホームページから引用させていただいたわけなんですが、確かに高齢の方が入られるんですけども、そういう人へのいわば知見を若い人に移植しつつ、新規採用を続けていきたいと思っています。

○伊東(信)委員 ちなみに、来年度に関しましては、数十人規模

での新規増員 JNESも合わせてですけれども、ということができますので、そういう形で若い人をこの分野で育てていきたいというふうに考えてございます。

○伊東(信)委員 二点あります。一点は、総理大臣の任命でありますけれども、存じ上げておりますので、だけれども、いわゆる候補者なり、委員会なりという形で思いますが、それは委員会内部からの推薦という形で思いますが、それは存じ上げておりますので、だけれども、つまり、意見を言う場とか

論に関しては、ここでは申し上げません。だけれども、これが五年、十年で済むものではないと思いまして、まさに三十年後、五十年後も考えていかなければなりません。

○伊東(信)委員 ここに書いてある現時点で五十年後であれば、田中委員長も百十八歳になつてしまいまして、一応、細胞学的には、IPS細胞も含めてですけれども、百二十五歳までは生きられるんですけども、何も病気がなければ。だけれども、現実的に言うと、やはり、だったら、この原子力規制委員会の中にも、もう少し若い方を入れるように検討していただきたい方がいいのではないかなど思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○伊東(信)委員 総理大臣といふことになつてございますけれども、規制委員会として、それについてお答えをすること

すと、現在、定員が五百四十五名おりまして、その定員でやつてございます。

今度、原安機構が統合されたときに、確かに高齢の方が入られるんですけども、そういう人とのいわば知見を若い人に移植しつつ、新規採用を続けていきたいと思っています。

○伊東(信)委員 ちなみに、来年度に関しましては、数十人規模

での新規増員 JNESも合わせてですけれども、ということができますので、そういう形で若い人をこの分野で育てていきたいというふうに考えてございます。

○伊東(信)委員 二点あります。一点は、総理大臣の任命でありますけれども、存じ上げておりますので、だけれども、いわゆる候補者なり、委員会なりという形で思いますが、それは委員会内部からの推薦という形で思いますが、それは存じ上げておりますので、だけれども、つまり、意見を言う場とか

論に関しては、ここでは申し上げません。だけれども、これが五年、十年で済むものではないと思いまして、まさに三十年後、五十年後も考えていかなければなりません。

○伊東(信)委員 ここに書いてある現時点で五十年後であれば、田中委員長も百十八歳になつてしまいまして、一応、細胞学的には、IPS細胞も含めてですけれども、百二十五歳までは生きられるんですけども、何も病気がなければ。だけれども、現実的に言うと、やはり、だったら、この原子力規制委員会の中にも、もう少し若い方を入れるように検討していただきたい方がいいのではないかなど思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○伊東(信)委員 総理大臣といふことになつてございますけれども、規制委員会として、それについてお答えをすること

は難しくありますけれども、原子力規制委員会の事務局であります規制庁について申し上げま

すと、現在、定員が五百四十五名おりまして、その定員でやつてございます。

今度、原安機構が統合されたときに、確かに高齢の方が入られるんですけども、そういう人とのいわば知見を若い人に移植しつつ、新規採用を続けていきたいと思っています。

○伊東(信)委員 ちなみに、来年度に関しましては、数十人規模

での新規増員 JNESも合わせてですけれども、ということができますので、そういう形で若い人をこの分野で育てていきたいというふうに考えてございます。

○伊東(信)委員 二点あります。一点は、総理大臣の任命でありますけれども、存じ上げておりますので、だけれども、いわゆる候補者なり、委員会なりという形で思いますが、それは委員会内部からの推薦という形で思いますが、それは存じ上げておりますので、だけれども、つまり、意見を言う場とか

論に関しては、ここでは申し上げません。だけれども、これが五年、十年で済むものではないと思いまして、まさに三十年後、五十年後も考えていかなければなりません。

○伊東(信)委員 ここに書いてある現時点で五十年後であれば、田中委員長も百十八歳になつてしまいまして、一応、細胞学的には、IPS細胞も含めてですけれども、百二十五歳までは生きられるんですけども、何も病気がなければ。だけれども、現実的に言うと、やはり、だったら、この原子力規制委員会の中にも、もう少し若い方を入れるように検討していただきたい方がいいのではないかなど思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○伊東(信)委員 総理大臣といふことになつてございますけれども、規制委員会として、それについてお答えをすること

は難しくありますけれども、原子力規制委員会の事務局であります規制庁について申し上げま

すと、現在、定員が五百四十五名おりまして、その定員でやつてございます。

今度、原安機構が統合されたときに、確かに高齢の方が入られるんですけども、そういう人とのいわば知見を若い人に移植しつつ、新規採用を続けていきたいと思っています。

○伊東(信)委員 ちなみに、来年度に関しましては、数十人規模

れているドクター、せつかく博士号を取った方も、行き先がないというのが現状なんですね。だから、新組織において、そのポストの積極的な活用推進、若手の研究者が将来的に希望を持てるようなモデル組織となっていたいみたいというのが、科技特も含めて、科学者である私の希望なんです。

統合後の職員採用について、いわゆる採用基準について、採用手続に関して具体的にどのようなことになつていくのか、お教えいただければと思います。

○森本政府参考人 お答えいたします。

統合によりまして、原安機構の職員については、これを規制委員会の職員とするということではござります。

その後の採用につきましては、もちろん、過去の経歴、業績あるいは人物というものを見て採用させていただくわけでございますが、先ほど先生から御指摘のあつたとおりでございまして、いわゆるボスドクと言われる方、そういう方も積極的に採用していきたいというふうに考えてございます。先ほど申し上げました、原子力工学という枠で採用するというのも一つのその目的でございました。

おっしゃるとおり、原子力関係学科というものは今必ずしもたくさんございませんけれども、そういうところで勉強された方を積極的に採用していきたいというふうに考えてございます。

○伊東(信)委員 濟みません、先ほどの答弁に関する確認というかチェックなんですけれども、独法が解散されて公務員になる上で、法的なことも手続上もそのままの移行になるんですか。たしか、この資料をいただくと、一応公募のような形をとられると思うんですねけれども。

○森本政府参考人 補足して御説明申し上げます。

今回の原子力安全基盤機構の職員を原子力規制委員会の職員として採用するに当たりましては、次のような手続でございます。

まず、現在の出させていただいています法案の附則三条におきまして、原子力規制委員会職員の職務の内容その他採用に関する事項を提示して行う職員の募集というのを規制委員会で行います。その募集を受けまして、原子力安全基盤機構が行う応募書類の作成及び提出というのがござります。その応募書類に基づきまして、今度は原子力規制委員会委員長が行う選考採用、そういう形でございます。

その選考に当たりましては、やはり過去の経歴、業績及び人物というのを見させていただく、そういう手続になつてございます。

○伊東(信)委員 ということは、その時点での今までの業績とか今までの成績がちょっととという方は採用されなかつたりするケースもあるわけですか。

○森本政府参考人 いわゆる国家公務員法に基づく選考採用という形になりますので、それに基づいて採用手続を進めさせていただきたいと考えてございます。

○伊東(信)委員 全体的に今回の質疑に関しての御答弁は、私は申し上げていますように、決して悪いところばかりを指摘したいわけじゃないなくて、どちらかといふとポジティブにこの問題は進めていかたいと思つておるわけなんですねけれども、しかし後に、先ほど内部のチェックという話をしましたけれども、統合後の、独立行政法人から国家公務員に移行するメリットは大体理解できました。この際、逆に、皆さんの方から想定できるデメリットというのは何かございますでしょうか。

○田中政府特別補佐人 先生御案内のように、公務員といふのはいわゆる研究開発を中心として行う機関ではありませんので、次々と研究をしながら

人材というものは育つていくものですが、それについて心配しているところでございます。

○伊東(信)委員 田中委員長、割と科学者としての共感できるお答えだと思います、私自身も。

かかる後に、いわゆる独法から国家公務員に移

るわけなんですねけれども、この第一条の方を見させていただきますけれども、統合後、資産そして負債までも国が継承すると、そこで規定されています。その場合、具体的な会計処理自体が適切かつ整合性があるものかというのが危惧されるところなんですねけれども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○森本政府参考人 独立行政法人の資産、債務につきましては国に承継されるという形になるんですけど、国における資産、債務の管理というのは、その種類に応じまして、国有財産法あるいは物品管理法等の会計法令に基づいて管理されることがあります。

今回の独立行政法人の原子力安全基盤機構が保有している資産についても、その会計法令に則して分類、整理をして、原子力規制委員会に引き継がれて管理していくことでございます。

また、債務についても、契約上の支払い債務でございますので、原子力安全基盤機構の解散後、原子力規制委員会がその債務を承継して支払いを行って、そういうルールになつて、ルールに沿つて進めていきたいと考えてございます。

○伊東(信)委員 いわゆる国の管理になるわけなんです。その際、政府の会計も単式簿記になるわけなんです。その際、政府の会計も単式簿記になるわけなんです。その際、政府の会計も単式簿記になるわけなんです。そのため、単式簿記でやられていままでしようか、それともやはり単式簿記なのでしょうか。一応通告したと思うんですけども。

○森本政府参考人 独立行政法人安全基盤機構は、独法の会計基準に基づきまして、財務諸表、貸借対照表であるとか業務費用計算書等を作成しております。

○伊東(信)委員 B.S., P.L.があるのでしたら、試算表とかもつくつてあるのであれば複式簿記ではないのかなとは思つんでけれども、その場合、単式簿記に移行した場合、その辺の整合性がやはり危惧されるところでありますね。しっかりとその辺のところはチェックしていただければと

思っております。

冒頭から申し上げていますように、この問題は、国を挙げて、民間を挙げて、外部の委員会も外部機関も挙げて、本当に国が一丸となって解決していかなければならぬという問題ですので、その際のいわゆる疑惑、懸念というのは本当にフルランクにお応えいただいて、前に向いて進めていなければという私の願いを最後にしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 次回は、来る八日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

平成二十五年十一月十五日印刷

平成二十五年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

A